

鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）の一部改正について【概要】

1．鉱山労働者に対する危害の防止の法体系

- (1) 労働者の危害防止については厚労省所管の労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）が一般的に適用されるが、鉱山の保安については安衛法が適用除外となっているため、鉱山における労働者の危害防止については、鉱山保安法（以下「法」という。）が担保しており、安衛法の場合と同水準になるよう調整されている。
- (2) 鉱山における労働者の危害防止のために鉱業権者が講ずべき措置については、法に基づく鉱山保安法施行規則（以下「規則」という。）に規定しているが、規則はいわゆる性能規定化されているため、具体的な措置を「鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）」（以下「措置事例」という。）に規定している。
なお、措置事例においては、施行規則の各条文ごとに関連付けた具体的な措置を規定している。
- (3) 鉱業権者は、措置事例の中から自山の保安上必要な措置を取捨選択して保安規程に定め、これを遵守することにより、労働者の危害防止を図ることとなり、また、保安規程の記載内容が措置事例に記載されている措置以外の場合は、それが措置事例の措置と保安の観点から同等以上であることを自ら実証する責任を負うこととなっている。なお、当該実証が不十分な場合は、経済産業大臣は保安規程の変更を命じることも可能である。
- (4) 保安規程に関しては、鉱業権者等がそれを遵守していない場合には鉱業の停止を命ずる行政処分の規定が整備されているので、措置事例に措置を規定することにより、鉱業権者には、必要に応じて、当該措置の保安規程への記載及びその遵守の義務が準強制力をもって課されることとなる。

2．改正の必要性及び概要

- (1) 定期的に粉じん濃度を測定すべき作業場の追加（粉じん則の改正に伴う改正）
今般、一般法である安衛法に基づく粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）が改正され、粉じん濃度の測定箇所が追加されること、当該改正については鉱山においても同様の対応が必要であると判断するため、以下のとおり措置事例を改正することとしたい。
 - ・ じん肺罹患を防止するための作業環境管理に遺漏がないように、粉じん測定を行うべき箇所を明確化するため、定期的に粉じん濃度を測定すべき作業場として「坑内においてコンクリート等を吹き付ける場所における作業を行う作業場」を新たに規定する。

(2)粉じん濃度改善のための措置の追加

坑内作業場の粉じん濃度改善については、6月以内ごとに1回の粉じん濃度等の測定（以下「定期測定」という。）を鉱業権者に義務付けるとともに、規則上の努力義務の措置事例として「粉じんの飛散を防止するための措置を強化又は追加して行うこと。」を指導してきた。しかし、測定結果に応じた対応が十分に行われているとはいえず、第3管理区分の坑内作業場の多くが同区分から改善しない状況にある。そこで、第3管理区分の坑内作業場について、PDCAサイクルを導入することにより粉じん濃度の継続的改善を促進させるため、以下のとおり措置事例を改正することとしたい。

- ・ 目標を設定し、必要な措置を強化又は追加し、定期測定及び高頻度の簡易測定を行うことにより改善の効果を確認しつつ、更に改善を進める一連の方法について、新たに規定する。

なお、有識者による検討会の意見を踏まえた測定マニュアルには、既に同様の方法を規定している。（平成17年7月原子力安全・保安院策定）

「第3管理区分」とは、粉じん濃度等の測定の結果を評価し、作業環境管理の適否を判断する際の管理区分のうち最悪レベルの区分

(3)電動ファン付き呼吸用保護具の着用を禁止する作業の追加（規則の改正に伴う改正）

今般、規則を改正（本措置事例の改正と同時に施行予定）し、防じんマスクのほか、電動ファン付き呼吸用保護具についても鉱山労働者に着用させるべき呼吸用保護具の対象とすることとしたが、電動ファン付き呼吸用保護具については、電池が外れ、電気雷管の配線（脚線）等に接触すると、暴発を引き起こすおそれがあるため、以下のとおり措置事例を改正することとしたい。

- ・ 「電気雷管の運搬、結線作業等を行う際に電動ファン付き呼吸用保護具を用いるときは、電池を取り外して使用すること」を新たに規定する。

なお、粉じん則においては、一部の作業について電動ファン付き呼吸用保護具の使用を義務付ける改正を行うが、上記と同旨の通達を発出することとしている。

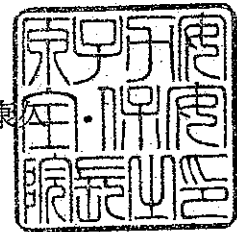
経済産業省

平成 20・03・10 原院第 3 号

鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 19 日

原子力安全・保安院長 薦田 康



鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程

鉱業権者が講ずべき措置事例（平成 16・11・19 原院第 1 号）（内規）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

なお、この規程は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

鉱業権者が講ずべき措置事例(内規)の一部を改正する規程 新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

鉱業権者が講ずべき措置事例(内規)(平成16年11月19日付け平成16・11・19原院第1号)

改正後	改正前
<p>第8章 粉じんの処理 鉱山保安法施行規則 第10条(粉じんの処理)</p> <p>法第5条及び第8条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる<u>いずれかの呼吸用保護具</u>を着用させること。</p> <p>イ <u>工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)T八-五-一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</u></p> <p>ロ <u>日本工業規格T八-五-七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</u></p> <p>三 ~ 十一 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉱山保安法施行規則第10条第2号ロ中、「<u>同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</u>」の「呼吸用保護具」とは、次のとおり。</p> <p>・<u>エアラインマスク</u></p> <p>* (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する「著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場」とは、次に定める作業を行う作業場をいう。</p> <p>(1) 鉱物等(湿潤なものを除く。以下同じ。)をせん孔機によりせん孔する場所における作業</p> <p>(2) 鉱物等をボーリングする場所における作業(坑外において湿式によりボーリングする場所における作業を除く。)</p> <p>(3) 坑内において鉱物等を掘さく機械(採炭機械を含む。)により掘さくする場所における作業(水力により掘さくする場所における作業を除く。)</p> <p>(4) 鉱物等を積載した鉱車若しくは車の荷台をくつがえし、又は傾けること等によって積載した鉱物等を積み卸す場所における作業</p> <p>(5) 坑内において鉱物等を車両系鉱山機械(スクレーパを含む。)により積み込む場所における作業</p> <p>(6) 坑内において鉱物等をコンベア(ポータブルコンベアを除く。以下同じ。)へ積み込み、又はコンベアから積み卸す場所における作業</p>	<p>第8章 粉じんの処理 鉱山保安法施行規則 第10条(粉じんの処理)</p> <p>法第5条及び第8条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、<u>工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)T八-五-一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具</u>を着用させること。</p> <p>三 ~ 十一 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉱山保安法施行規則第10条第2号に規定する「<u>保護具</u>」とは、次のとおり。</p> <p>・<u>ろ過式保護具(日本工業規格T 8 1 5 1 防じんマスクの規格に適合する防じんマスク)</u></p> <p>・<u>供給式保護具(エアラインマスク)</u></p> <p>* (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する「著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場」とは、次に掲げる作業を行う場所をいう。</p> <p>(1) 鉱物等(湿潤なものを除く。以下同じ。)をせん孔機によりせん孔する作業</p> <p>(2) 鉱物等をボーリングする作業(坑外において湿式によりボーリングする作業を除く。)</p> <p>(3) 坑内において鉱物等を掘さく機械(採炭機械を含む。)により掘さくする作業(水力により掘さくする作業を除く。)</p> <p>(4) 鉱物等を積載した鉱車若しくは車の荷台をくつがえし、又は傾けること等によって積載した鉱物等を積み卸す作業</p> <p>(5) 坑内において鉱物等を車両系鉱山機械(スクレーパを含む。)により積み込む作業</p> <p>(6) 坑内において鉱物等をコンベア(ポータブルコンベアを除く。以下同じ。)へ積み込み、又はコンベアから積み卸す作業</p>

(7)坑内において鉱物等を充てんする場所における作業（手積みにより充てんする場所における作業及び水力により流送充てんする場所における作業を除く。）

(8)坑内において岩粉を散布する場所における作業

(9)坑内においてコンクリート等を吹き付けする場所における作業

(10)坑内又は屋内において鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけ場所における作業（水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけ場所における作業及び設備による注水をしながら動力によりふるいわけ場所における作業を除く。）

(11)岩石又は鉱物を動力により裁断し、又は仕上げする場所における作業（火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業及び設備による注水又は注油をしながら動力により裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。）

(12)研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（設備により注水又は注油をしながら研磨材を用いて動力により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業を除く。）

(13)坑内又は屋内において粉状の鉱物等を混合し、又は混入する場所における作業

(14)製錬工程（石灰石の焼成工程を含む。以下同じ。）において土石又は鉱物を開放炉へ投げ入れ、焼結し、取り出し、又は鑄込みする場所における作業（転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。）

(15)製錬工程において炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、又は容器に入れる場所における作業

(16)耐火物を用いて炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた炉等を解体し、若しくは破碎する作業

(17)屋内、坑内又は車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業（屋内において自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。）

(18)粉状の鉱物等、粉状の製品及びフライアッシュ（湿潤なものを除く。）を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業

* （略）

* （略）

* （略）

* （略）

* 「～場所における作業」とは、粉じん発生源から飛散する粉じんに暴露する範囲内で行われる作業のうち、粉じん飛散の程度、作業位置、作業方法、作業姿勢等からみて、当該作業に従事する労働者がじん肺に罹るおそれがあると客観

(7)坑内において鉱物等を充てんする作業（手積みにより充てんする作業及び水力により流送充てんする作業を除く。）

(8)坑内において岩粉を散布する作業

(9)坑内又は屋内において鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけ場所における作業（水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけ場所における作業及び設備による注水をしながら動力によりふるいわけ場所における作業を除く。）

(10)岩石又は鉱物を動力により裁断し、又は仕上げする作業（火炎を用いて裁断し、又は仕上げする作業及び設備による注水又は注油をしながら動力により裁断し、又は仕上げする作業を除く。）

(11)研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する作業（設備により注水又は注油をしながら研磨材を用いて動力により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する作業を除く。）

(12)坑内又は屋内において粉状の鉱物等を混合し、又は混入する作業

(13)製錬工程（石灰石の焼成工程を含む。以下同じ。）において土石又は鉱物を開放炉へ投げ入れ、焼結し、取り出し、又は鑄込みする作業（転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする作業を除く。）

(14)製錬工程において炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、又は容器に入れる作業

(15)耐火物を用いて炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた炉等を解体し、若しくは破碎する作業

(16)屋内、坑内又は車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業（屋内において自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。）

(17)粉状の鉱物等、粉状の製品及びフライアッシュ（湿潤なものを除く。）を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す作業

* （略）

* （略）

* （略）

* （略）

* 「～する場所における作業」とは、粉じん発生源から飛散する粉じんに暴露する範囲内で行われる作業のうち、粉じん飛散の程度、作業位置、作業方法、作業姿勢等からみて、当該作業に従事する労働者がじん肺に罹るおそれがあると客

的に認められるすべての作業をいう。従って、「場所」とは、粉じん発生源から一定の距離内の区域を画一的に規定するものではない。なお、ここでいう「場所」とは、単に平面的な範囲をいうものではなく、立体的な広がりをも有する範囲も含まれる。

5 (略)

6 鉱山保安法施行規則第10条第9号に規定する「粉じん濃度を改善するための必要な措置」とは、次のとおり。

・ (略)

・ 第3管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の空気における粉じん濃度の目標値を設定するとともに、「粉じんの飛散を防止するための措置」を強化又は追加したことによる効果を確認するため、空気中における粉じん濃度の測定を行う。

*粉じん濃度の目標値の設定及び測定の方法については、「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル(平成17年7月 原子力安全・保安院) 3.6.2 鉱業権者が行う措置 4)」を参照。

7 (略)

第11章 火薬類の取扱い

鉱山保安法施行規則 第13条(火薬類の取扱い)

法第5条第1項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

六～八 (略)

7 鉱山保安法施行規則第13条第5号に規定する「暴発を防止するための措置」とは、次のとおり。

(1)～(7) (略)

(8)電動ファン付き呼吸用保護具を使用するときの措置

・ 電気雷管の運搬及び携帯、親ダイの作製及び装てん並びに電気雷管の脚線の結線作業を行う際に電動ファン付き呼吸用保護具を用いるときは、電池を取り外した状態で使用する。

観的に認められるすべての作業をいう。従って、「場所」とは、粉じん発生源から一定の距離内の区域を画一的に規定するものではない。なお、ここでいう「場所」とは、単に平面的な範囲をいうものではなく、立体的な広がりをも有する範囲も含まれる。

5 (略)

6 鉱山保安法施行規則第10条第9号に規定する「粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずよう努めること」とは、次のとおり。

・ (略)

7 (略)

第11章 火薬類の取扱い

鉱山保安法施行規則 第13条(火薬類の取扱い)

法第5条第1項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

六～八 (略)

7 鉱山保安法施行規則第13条第5号に規定する「暴発を防止するための措置」とは、次のとおり。

(1)～(7) (略)